

学内公認団体関係者各位

学生部長 西田 徹

活動制限レベル「2」の継続に伴う学友会活動の方針について（お願い）

新型コロナウイルスの感染拡大で、兵庫県などで発令中の緊急事態宣言が9月30日まで延長されたのを受け、本学は「新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドライン」の活動制限レベル「2」を継続することとしました。当該期間中の学友会活動については、下記のとおりといたします。

## 記

### 1. 基本方針について

各団体が作成した感染防止対策書に基づき、最新の感染予防に留意した活動（練習）内容になっているか各団体は自主点検を行い、適宜内容を更新してください。許可された団体については活動（練習）を認めることとします。

### 2. 活動（練習）を行う場合の条件・遵守事項

昨年11月25日以降に、活動計画書及び感染防止対策書を学生部に提出し、1.の基本方針に則っていること、かつ、下記の内容を遵守できる団体の活動（練習）については許可します。活動休止中の団体や未提出の団体は、必ず書類を提出し、許可を得てから活動（練習）を再開してください。ただし、下記を遵守するのみでは、感染拡大防止につながりません。全国的に感染拡大が止まらない状況下において、更なる感染拡大防止策（活動の自粛、公式試合参加の検討、合宿・練習試合の必要性、人数制限、時間制限、練習（活動）内容の工夫）について検討してください。

#### 活動（練習）内容について条件・遵守事項

- 「緊急事態宣言」の適用の趣旨に鑑み、各団体において自主点検を行い、活動の必要性を再検討する。活動を行う場合は、以下の事項を遵守すること。
- 各競技団体や関係機関が作成している感染対策に関するガイドラインを遵守すること。
- 「三つの密」及び「5つの場面」の回避対策を講じる。
- 各自の体調管理の徹底、PCRセンターを利用した全部員の定期的なスクリーニング検査実施、参加人数・練習時間を削減する、オンラインミーティングを利用するなど感染リスクの低減に努め、練習終了後は速やかに帰宅する。
- 学内外での会食・飲み会・懇親会等を厳禁とする。
- 練習（活動）参加にあたっては保護者の同意を得ることとし、参加を強制しないこと。
- 学生同士が組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動は必要最小限とすること。もしくは最大でも15分以内とすること。連続接触した後は、直ちに顔に触れないよう手指消毒を行うこと。
- 全ての練習（活動）中は、原則的にマスク・フェイスシールドを着用すること。
- 練習（活動）時間は4時間/日までとし、遅くとも19時までに終了すること。
- 公式戦が予定されている運動部は、学内PCRセンターを活用し、部内の感染状況の確認を行うこと。
- 合宿や他校との練習試合等の活動は、兵庫県対処方針に沿って制限する。ただし、諸願提出期限を超えての申し出は認められません。

- ※ これらの遵守事項が守られていないと判断した場合は、感染症対策委員会が活動停止を指示することがあります。
- ※ 本書に記載の条件・遵守事項に該当しない活動が計画されている場合は、事前に学生部へ相談してください。
- ※ 詳しくは兵庫県“新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針”（最新更新版）に準じます。次の URL『新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針(令和3年9月10日改定)』内、2 学校等 (2) 県内大学 - ②部活動・サークル活動を必ず確認してください。  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>

以 上